

第4回 再チャレ 学習レポート

2024/09/05

第4回再チャレでは、前回に続き、秋冬学期開講科目の予習として、教科書指定されている基本書の輪読を行った。事前に各自で基本書を読み、再チャレ当日は、先生に重要箇所を講義していただいた。

第4回再チャレで扱った範囲は以下の通りである。

・刑事訴訟法

宇藤崇・松田岳士・堀江慎司／刑事訴訟法(legal quest)〔第2版〕／有斐閣／ 978-4-641-17933-2

97頁～172頁（その他の捜査方法の前まで）

・刑法基礎2

大塚裕史＝十河太朗＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論（第3版）』（日本評論社・

2023年）

175頁～257頁

・民法基礎3

中田裕康『債権総論』（2020年、岩波書店）

241頁～344頁

・民事訴訟法

中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義〔第3版〕』（有斐閣、201

8）

329頁～413頁

第4回再チャレの講義内容は以下の通りである。なお、数字は教科書のページ数を示している。

・刑事訴訟法

手続き法なので条文をしっかりとみることが大事

97～101 条文確認

105 判例よく見とく

操作の必要性と相当性（試験で求められる） 意思の制圧があるか

108 覚醒剤 挙動がおかしかったからと執拗に→ 相当性どうですか？という問題

109 取調受忍義務

肯定説：警察・検察がとる見解 否定説：熱心な刑事弁護人がとる見解

6つの説の中からどれか1つ自分が取る見解を決める＋反対説を把握

112 許される・許されない（＋例外）⑥が妥当？ 自分でじっくりくる見解をとる

114 条文見ながらサクッと理解

119 搜索・押収 ややこしいのでしっかり整理する 定義を押さえる

領置：任意提出させたものを保持

搜索・差し押さえは強制処分なので令状必要

正当な理由必要 正当な理由とは？

関連性：覚醒剤そのものとか 包丁とか

121 搜索・差押えの対象 それがあるっぽいところじゃないと搜索できない

必要性あまり問題にならない 憲法判例見とく

122 条文見とく

125 差し押さえるべき物に当たるかどうか聞かれる

126 搜索すべき場所に含まれるかどうか 当てはめの問題

127 令状は事前に示すのが原則 その例外 判例の射程の範囲が聞かれることがある

130 重要 搜索の範囲

131 判例 最高裁がどういう理屈で OK にしているかを理解

132 差し押さえる範囲 要件 関連性は比較的緩やかに認められる

134 別件搜索・差押え

殺人の容疑で入って覚醒剤を見つけても、差し押さえはできない

135 写真撮影 別件に関係ありそうはダメ

136 情報の差し押さえ→記録媒体を差押える データは中身見ないとわからない

138 法改正を知識として知っとく あまり問われない

139 逮捕する場合は令状なくても差し押さえできる

相当説 緊急処分説（書きにくい、実務ではあまり取られない）

どっちを取るかによって結論変わることもある

141 時間的接着性 相当説は多少緩やかでも OK まず最高裁判例の立場を押さえる

143 令状によらない搜索・差押えの空間的範囲

緊急処分説だと犯人の手の届く範囲しかダメなことになる A の部屋しかダメ

ただ、広げすぎもいけない ホテル5階で逮捕 7階の部屋を搜索

146、147 定義を覚える

148 ざっと読む

154、155 尿は固い証拠 出たら故意を争うしかない

問題は強制採尿 実務では普通にある 最高裁判例の考え方を押さえる

学説の議論は知識として知っとく

161 強制採血はあまり問題にならない

162 あまりでない 167 の通信傍受法により解決したから

・刑法

175 事後強盗 趣旨を理解

窃盗の実行の着手がないといけない

窃盗の機会に当たるかどうか 判例見とく

犯行抑圧の程度

180 条文にある目的がないとダメ 目的の達成は不要

窃盗の未遂か既遂か→事後強盗の未遂既遂 結合犯

181 窃盗の機会の継続性 逃げ切ったかどうか

問題例が裁判例とどれほど近いのか離れているのか

どういう事実を拾えばいいのかは書いて練習するしかない

185 読んどく

188 身分犯 or 結合犯 自分のとる見解を決めとく

なぜその見解を取るのか（他の見解を取らない理由ではなく）

それに基づく処理ができるようにしておく

202 死傷の結果 時間的場所的近接性必要

207 コラム 答案の書き方

221 重要 詐欺罪

①欺罔行為、②相手方の錯誤、③錯誤に基づく交付・処分行為、

④財物・財産上に利益の移転 4つの要件+因果関係 これに尽きる

事実をいかに拾えるかが勝負

223 物ではなく利益が2項詐欺の話 強盗罪とパラレル

226 不作為による詐欺 釣り銭詐欺 積極的に嘘をつくのが通常だが不作為でもいい

設問2「私はお金を払うつもりがあります」は常識的に考えて言わないから

230 三角詐欺はクレジットカードが一番問題になる

233 どういう場合に因果関係があるのかなのか判例を見とく

241 読んどく

245 重要 自分名義 誰がどういう被害者なのか 1項詐欺説(判例) or 2項詐欺説

248 他人名義も同じ 問題は使用許諾を与えている場合→規約上はダメ

本人かどうかは加盟店にとって重要 それを偽るのは詐欺

ただし、実質本人が使っているのと同視できるのであれば違法性なし

249 今は IC カードあるから実務上出ない

・民法

条文から要件を立てられるようにすること

241 債務者が破産しない間は早い者勝ち（勤勉な債権者が勝つ）

破産したら債権者平等の原則

247 無資力要件 必要最小限の介入である必要

251 どういうものが一身専属権に当たるのか

280 詐害行為 財産が減っているかどうか 破産法 160 条を輸入したことにより解決

また、潮見佳男「民法（全）」276 頁～295 頁を参照した

・民事訴訟法

216 弁論主義の 3 つのテーゼ 暗記 本質説を理解

228 釈明権 当事者に質問 裁判所の権能

消極：よくわからんから説明しろ

積極：これってこう考えられるんじゃないですか

329 証拠調べ

352 重要 書証 文書の種類 それぞれがどういうものを理解 知らないと恥かく

356 文書提出命令 220 条 問題に出るのは 4 号二

369 自己利用文書 要件暗記

377 制裁 真実擬制 書いてあったことが真実だろう

382 自由心証主義 ただし内在的制約あり 論理則または経験則

389 ルンバール事件の証明

391 損害額の認定 248 条決めていい 家財道具 1 個 1 個の価値はわからない時

395 証明責任 真偽不明なときにどちらが責任を負うか

399 法律要件分類説 400 頁のアイウ理解

406 法律上の推定 会社法 120 条 2 項

408 否認：相手の話を認めない 抗弁：相手方の主張を排斥する

以上